

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、現在の企業規模を踏まえ経営者と従業員が一体となり、経営の透明性および公正性を確保することで、効率化が図られ株主利益の向上に繋がるものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

当社の株主における海外投資家の比率は非常に低いため、今後20%以上となった時点で、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳を進めてまいります。

【原則3-1】

(3) 報酬を決定するに当たっての方針は定めておりませんが、株主総会決議による報酬総額の限度内で、会社の業績や経済情勢、貢献度等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定しております。なお、報酬決定に関する方針と手続きにつきましては今後検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

当社の株主における海外投資家の比率は非常に低いため、今後20%以上となった時点で、英語での情報開示・提供を進めてまいります。

【補充原則4-1-2】

中期経営計画を遂行中であり、コンサルタントの助言を得ながら、各プロジェクトチーム毎に月1回進捗・達成状況の確認が行われており、その内容については定期的に取締役へ報告される体制を構築しております。
現在、株主に対する中期経営計画の開示は行っておりませんが、株主に対するコミットメントの一つであるという認識に立ち、今後、開示・分析・説明の実施を検討してまいります。

【補充原則4-1-3】

最高経営責任者等の後継者の計画は重要な課題であることを認識し、取締役会において、経営理念、経営戦略等を踏まえつつ、社外役員の提言・助言を仰ぎながら計画について適切に監督を行うことを検討してまいります。

【原則4-2】

取締役会は、取締役等の経営陣から健全な企業家精神に基づく提案がなされた場合には、提案内容について十分に審議することとし、提案が承認され実行される際には取締役会として支援することとしております。なお、業績連動報酬・自社株報酬等の健全なインセンティブが機能する報酬制度につきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-2-1】

業績連動報酬・自社株報酬等の健全なインセンティブが機能する報酬制度につきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-3-1】

経営陣幹部の選任や解任に関する評価基準は策定しておりませんが、今後は、会社業績等の評価を踏まえた公平かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行できる体制を構築してまいります。

【原則4-8】

独立社外取締役の選任は1名のみとなっておりますが、現在の事業規模からみて十分な実効性を確保できていると認識しております。今後、事業規模拡大に応じて適宜増員を検討してまいります。

【補充原則4-8-1】

現在、独立社外取締役の選任は1名となっていることから、独立社外者のみの会合は行わないものとします。今後、事業規模拡大により独立社外取締役を増員した場合には、状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則4-8-2】

現在、独立社外取締役の選任は1名となっていることから、筆頭独立社外取締役の選任は行わないものとします。今後、事業規模拡大により独立社外取締役を増員した場合には、状況に応じて検討を進めてまいります。

【原則4-10、補充原則4-10-1】

独立社外取締役の選任は1名のみとなっておりますが、現在の事業規模からみて十分な実効性を確保できていると認識しており、現状では指名・報酬等の任意の諮問委員会の設置は検討しておりません。今後、事業規模拡大に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則4-11-3】

取締役全体の実効性についての分析・評価は行っておりませんが、今後、実効性を具体的に把握するためにも、各取締役の自己評価等を踏まえた分析・評価を行うことならびに開示についても検討を進めてまいります。

【原則5-2】

中期経営計画を策定し、全社一丸となり各施策を推し進めておりますが、公表は行っておりません。今後、自己資本当期純利益等の目標値の明示や経営資源配分等に関し、具体的に何を実行するかについて、株主にわかりやすい言葉・理論で明確に説明を行うことを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

取引先との安定的かつ長期的な取引関係の維持・向上・円滑化を目的として、中長期的な企業価値向上に資すると判断されるものを保有対象としております。また、議決権行使につきましては、発行会社の経営状況や取引状況を踏まえた上で、中長期的な企業価値向上の観点から、議案毎に賛否を総合的に判断し、議決権を行使します。なお、政策保有株式のうち、主要なものについては、保有する上での中長期的な企業価値向上の観点から保有効果等について検証し、取締役会において報告を行っております。

【原則1-7】

関連当事者間取引は、事前に取り締り役会での審議・決議を要することとしており、当該取引において役員が当事者となる場合には、決議に加わることを認めておりません。また、取引を行った役員に対し、その取引において重要と認められる事項については報告義務を課しております。

【原則3-1】

- (1) 当社の経営理念は「社会から信頼される製品、信頼される会社をつくる」であり、それを遂行するための行動憲章を当社のホームページに掲載しております。経営戦略・経営計画につきましては、開示しておりませんが、今後開示を検討してまいります。
- (2) 当社は、経営者と従業員が一体となり、経営の透明性および公平性を確保することを、コーポレート・ガバナンスの基本としております。
- (4) 取締役の選任は、経験・能力・見識・人格等を総合的に考慮し、代表取締役が推薦する候補者について、社外役員の出席する取締役会での決議を経て、株主総会の決議により選任しております。
監査役の選任は、代表取締役の推薦する候補者について、監査役会の同意を得て、株主総会の決議により選任しております。
- (5) 社外役員の候補者の選任・指名についての説明は、株主総会招集通知に記載しております。社内役員につきましては株主総会招集通知に個人の経歴を記載しております。今後、社内役員についての説明も併せて株主総会招集通知に記載することを検討してまいります。

【補充原則4-1-1】

取締役会規則および取締役会付議事項を制定し、取締役会として判断・決定すべき事項を明確化しており、それ以外の事項については経営陣へ委任しております。なお、経営陣は決裁権限規定に基づき職務を執行しております。

【原則4-9】

東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準とし、取締役会において審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1】

社会・会社経営に関する一般常識、受託者責任の在り方を十分に認識し、企業価値の最大化を考え、経験および専門性を活かし、各分野の経営に強みを発揮できる人材であるか、経営管理に適した人材であるかを十分に考慮することにより、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性の確保を行うものとしております。

【補充原則4-11-2】

社外取締役および社外監査役の兼任状況は、毎年本報告書、有価証券報告書、株主総会招集通知に記載し、開示を行っております。なお、社外取締役および社外監査役の内、各々1名が他の上場会社の役員を兼任しておりますが、いずれも2社以内であり、合理的な範囲内であると認識しており、業務に支障はないものと判断しております。

【補充原則4-14-2】

現任の取締役・監査役については職務遂行に際しての十分な知見を有していると考えており、現在のところ役割や責務の説明以外のトレーニングの必要性は認識しておりませんが、新たな知識の習得・更新の必要性があり、本人が希望する場合には、会社の費用負担にて外部機関等が実施するセミナーへの参加、外部団体への加入等を支援することとしております。

【原則5-1】

株主からの意見や要望を経営に反映させながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図っていくことが重要であると認識しており、株主との対話(面談)への対応は、管理部責任者が行うこととしております。今後、より建設的な対話の促進を目的としたIR・SR活動にも注力することを検討してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
オリエンタルチエン取引先持株会	1,953,000	13.31
第一生命保険株式会社	1,305,000	8.89
セーラー万年筆株式会社	1,125,000	7.66
株式会社北陸銀行	700,000	4.77
樋口 信夫	660,000	4.49
秋田 武松	547,000	3.72
日本証券金融株式会社	351,000	2.39
オリエンタルチエン社員持株会	297,440	2.02

株式会社SBI証券	209,000	1.42
西本 博行	150,000	1.02

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長谷川 紘之	弁護士											
中島 義雄	他の会社の出身者									○		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷川 紘之	○	長谷川法律事務所所長	弁護士としての専門的見地ならびに豊富な経験を有しており、その高い見識から当社の経営全般に対し提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できると判断したためであります。 同氏は、当社顧問弁護士契約先の法律事務所所長であります。当社としてはその顧問弁護士契約報酬額につきましては特に多額であるとは判断しておりません。 また、同法律事務所との契約内容は、一般的な法解釈についてのアドバイスや実務対応についての助言指導が主たるものであり、その他独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものではありません。従って、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れ

			が無いと判断しております。
中島 義雄		セーラー万年筆株式会社の代表取締役 に就任されており、また、同社には当社代 表取締役である西村武が社外役員として 就任しているため、社外役員の相互就任 の関係にあります。	当社における監査役経験ならびにセーラー万 年筆株式会社において代表取締役としての企 業統括経験に基づき、当社の業務執行に対し 客観的立場から、より一層の有益な意見・助言 をいただくことが期待できると判断したため あります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・会計監査人は、監査役と連携し、事業所往査を計画するとともに、その結果について、取締役および監査役に報告し、会計の適正性を確保するものとしております。また、毎事業年度の会計監査の中で、会計監査人と監査役との間で数回の会合を開催し、監査計画・監査実施状況等について話し合いを行っております。
- ・当社は内部監査規程を定め社長直轄の組織として内部監査室を設置しております。内部監査室長は社長の命を受け内部監査を監査計画に基づき実施し、監査結果を取締役および監査役に報告しております。また、内部監査室は、監査役と密接な連携を保ち、監査計画・監査実施状況等について話し合いを行い、監査後に開催する協議の場で監査役会および会計監査人と意見の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
樋口 信夫	公認会計士													
米本 光男	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----	--------------	-------

	役員	
樋口 信夫	・樋口公認会計士事務所所長 ・独立役員としての条件を満たされておりますが、当社社外役員を長く務められていること、また、ご多忙でもありますので、ご本人の希望により、独立役員の指定を辞退されております	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見および経験を有しており、客観的立場から当社の経営を監査されることが期待できると判断したためであります。
米本 光男	・株式会社ティー・ピー・エス研究所取締役副社長 ・船井電機株式会社社外取締役 ・セーラー万年筆株式会社社外取締役 ・独立役員としての条件を満たされておりますが、ご多忙でもありますので、ご本人の希望により、独立役員の指定を辞退されております。	企業経験者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言をいただくことが期待できると判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

企業体質を黒字化させ、復配をすることに全取締役が一丸となり取り組んでおり、達成後検討を行う予定であります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額のみ開示しております。

- 平成27年3月期の有価証券報告書における記載内容は次のとおりです。
- ・取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額 21,276千円、報酬等の種類別の総額 基本報酬 21,276千円、対象となる役員の員数 3人
 - ・監査役(社外監査役を除く)の報酬等の総額 8,473千円、報酬等の種類別の総額 基本報酬 8,473千円、対象となる役員の員数 2人
 - ・社外役員の報酬等の総額 14,400千円、報酬等の種類別の総額 基本報酬 14,400千円、対象となる役員の員数 4人

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役を補佐する専任スタッフは配置しておりませんが、管理部が補佐にあたることとしており、毎月1回の定例取締役会や必要に応じ臨時に開催される会議について、事前連絡ならびに必要な資料を配布し、また、追加資料を求められた時は提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

- ・当社は、取締役会、監査役会を設置し、それぞれにより重要事項の決定ならびに牽制を行っております。取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成されており、定期的に取締役会が開催され、業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として経営資源の配分等に関する意思決定と執行状況の監督、部門別事業の評価が行われております。また、効率的かつ迅速な意思決定を行うため、社長および部門長で構成される「経営会議」を月1回開催し、変化の激しい経営環境に対応する体制をとっております。
- ・監査役機能強化に向けた取組状況としては、上記の「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」に記載のとおり、監査役と会計監査人および内部監査室との連携を密にする等実行的な監査役監査に取り組んでおります。
- ・リスク管理に関しましては、リスク管理委員会にて、リスク管理に必要な情報の共有化を図り、経営への影響度に対応した検討を行っております。会社経営に重大な影響を及ぼすと思われる不測の事態、リスクが発生する可能性が生じた場合は、社長および部門長により構成される「常勤会」を直ちに招集し、対応を審議、決定事項を担当部門へ具体的に指示し、その遂行状況をチェックしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

- ・当社は、取締役会における経営に関する業務執行の意思決定・監督機能の強化、監査役会による取締役の職務監査の強化により、企業経営の透明性、公正性、迅速性を確保し、また、社外取締役2名、社外監査役2名により、独立した立場から経営の監視監督を行うことにより、経営の効率化が図られ、株主利益の向上に繋がるものとするため、現在の体制を採用しております。
- ・社外取締役長谷川紘之氏は、弁護士としての専門的見地ならびに豊富な経験を有しており、その高い見識から当社の経営全般に対し助言・提言をいただくこと、また、社外取締役中島義雄氏は、当社の監査役経験並びに他社における企業統括経験に基づき、当社の業務執行に対し客観的立場からより一層の有益な意見・助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため選任しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

実施していません。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 企業行動憲章を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝え、法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、全役職員に反社会的勢力に対しては毅然とした体勢で臨み、不当・不正な要求には応じない旨を徹底する。
 - (2) その徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査員は、管理部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取り締役に報告されるものとする。
 - (3) 法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として社内の窓口および社外の窓口（弁護士）に直接通報できるコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役が職務執行したときの意思決定に関する記録・起案書等については、管理責任部門を定め法令および社内規則に基づき作成・保存・管理する。また、保存されている文書は必要に応じて取締役および監査役が閲覧可能な状態で維持する。
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的な対応は管理部が行うものとする。新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標をおよび会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性ならびに監査役からの指示の実行性の確保に関する事項
監査役は、必要に応じその職務を補助すべき使用人を任命し、監査業務に必要な命令を行うことができるものとし、当該使用人はその命令に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けない。また、当該使用人の人事異動、懲戒処分に関しては、事前に監査役会の同意を得るものとする。
6. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役または使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行い、また、法令等の違反行為に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況を把握次第、直ちに監査役または監査役会に対して報告を行う。当社は、当該報告をしたことを理由として、報告をした者に不利な取扱いを行うことを禁止し、これを取締役および使用人に周知徹底する。
7. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことはできないものとする。
8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、「OCM行動憲章」ならびに「コンプライアンス行動基準」に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然として対応し、一切関係を遮断することを基本方針としております。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
反社会的勢力に対応する担当部署を管理部とし、警察、顧問弁護士等の外部専門機関からの情報収集に努め緊密に連携しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

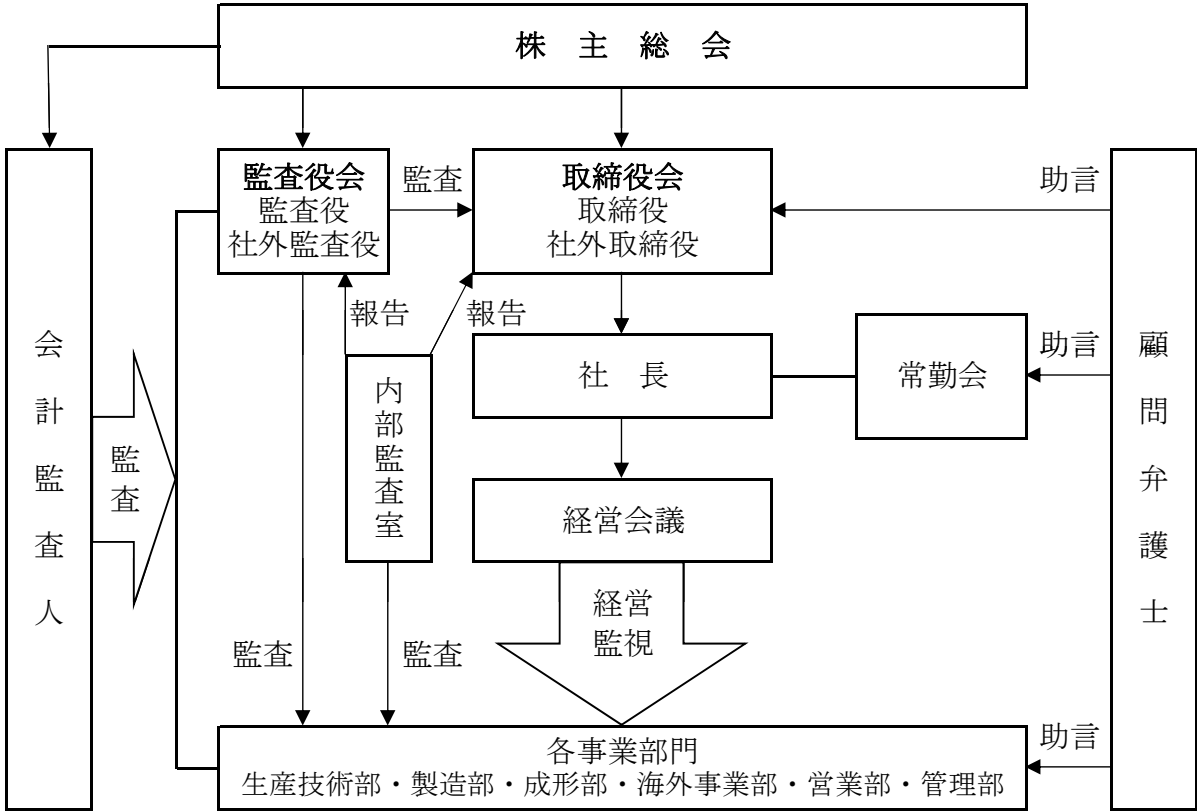
1. 適時開示の基本方針

当社は、「OCM行動憲章」ならびに「コンプライアンス行動基準」に基づき、お客様、お取引先、株主、地域社会の方々など当社をとりまく様々な関係者と密接なコミュニケーションを行い、企業の情報を適時・適切に開示し、経営の透明性と健全性を確保することを基本方針としております。

2. 適時開示手続

重要な決済事実および重要な発生事実ならびに決算に関する情報は、情報取扱責任者が情報の管理と重要性の検討を行い、取締役社長に報告し、決定事実および決算情報については取締役会で承認された後、直ちに情報開示を行います。また、発生事実については発生後直ちに情報開示を行います。

～ コーポレート・ガバナンス体制についての模式図 ～



～ 適時開示体制の概要についての模式図 ～

